

未来の有権者 議会傍聴

『9 / 7 大間中学生議会傍聴』

あま 2021 令和3年 No. 642

町民憲章

わたしたちは、津軽海峡の青い海と美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州の最北の地に住む大間町の町民です。

先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいつくしみ、郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るく、うらおいのある住みよい町にするためにこの憲章を定め実践します。

1. 健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。
1. 各まわりを守り、明るく住みよい町にいたしましょう。
1. 教養と文化の高い清らかな町をめざしましょう。
1. 互いに話し合う平和でなごやかな町をさがしましょう。
1. 人を愛し、まことをつくすしあわせな町に育てましょう。

大間町消防団員が風間浦村へ災害支援を行いました

台風9号から変わった温帯低気圧による豪雨で、風間浦村では土砂崩れや橋の崩落による道路寸断、断水など甚大な被害を受け、集落が孤立するという状況に陥りました。

大間町消防団は風間浦村へ団員を派遣し、災害支援を行いました。

災害支援出動した消防団員は13日と15日の2日間で延べ40名派遣し、下風呂地区の土砂撤去作業にあたりました。

また、大間町では、桑畑地区の給水支援並びに下風呂地区の避難所支援にあたりました。



流木や土砂の撤去作業を行う消防団員

大間中学校3年生が議会傍聴に来庁しました

9月7日(火)大間町役場9月定例会を傍聴するために、大間中学校3年生が来庁しました。

大間町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき4つのテーマごとに編成された各学級の4グループから12月実施予定の子ども議会において、大間町に提案する8名と議長を務める各クラスの学級委員長2名の計10名が傍聴し、他の32名の生徒は町民ホールでモニター越しに議会の様子を見学していました。

傍聴した生徒10名は、議会中の提案の様子や提案の仕方などをノートに書き、今後の子ども議会でどのように提案するか考えながら、議会を真剣に傍聴していました。



故 浅見 恒吉氏が旭日単光章を受章



令和3年7月23日逝去されました元大間町長の故 浅見 恒吉氏に叙勲が発令され、令和3年9月10日、大間町長より遺族への伝達がなされました。

浅見氏は、平成9年1月に大間町長に当選して以来、平成17年1月に退任されるまで2期8年間、大間町長を務められました。多年にわたり地域住民の生活の安定や地域社会の発展に大きく貢献し、地方自治の伸展に尽くした功績が認められ、今回の受章となりました。



はく製の寄贈について

9月6日に、新田準司氏より2点の剥製が寄贈されました。

寄贈された剥製は「大鷹」を町長室に、「極楽鳥」を正副議長室に飾らせていただいております。



令和3年度原子力発電所先例地視察研修の中止について

例年実施している原子力発電所先例地視察研修について、今年度も関係機関との調整を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、原子力発電所において視察研修の受入が困難な状況になったため、昨年度に引き続き今年度も視察研修を中止することといたしました。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

☎ 企画経営課 ☎ 37-2504 (直通)

大間町防災訓練の中止について

毎年10月第一日曜日に実施しています大間町防災訓練は、全国的な新型コロナウイルスの感染状況及び当町のワクチン接種の進捗状況を踏まえ町民の皆さまの安全・安心を考慮して昨年度に引き続き中止することといたします。

なお、防災啓発として昨年度同様に防災情報の配布を予定していますので詳細については広報おま10月号の折込チラシをご覧ください。

「町民の皆さまには日頃から防災意識を高め災害に備えましょう！」

☎ 総務課 ☎ 37-2111 (直通)

令和2年度における人事行政の運営等の状況

大間町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。

○職員任免の状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

| | 採用 | 昇任 | 降任 | 転任 | 出向 | 派遣 | 昇給 | 昇格 | 降格 | 定年退職 | 退職 |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|----|
| 町長部局 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 43 | 6 | 0 | 0 | 1 |
| 議会部局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 教育委員会部局 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 企業職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |

・職員数

| | 令和2年度条例定数 | 令和2年4月1日現在 | 令和3年3月31日現在 |
|---------|-----------|------------|-------------|
| 町長部局 | 85人 | 60人 | 59人 |
| 議会部局 | 3人 | 2人 | 2人 |
| 教育委員会部局 | 20人 | 13人 | 13人 |
| 企業職員 | 5人 | 3人 | 3人 |

○職員の給与（令和2年4月1日現在）

| | 給料表 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|---------|--------|------|--------|----|----|----|----|
| | | 町長部局 | 行政職(一) | 18 | 13 | 3 | 13 |
| | 医療職(三) | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| | 技能職等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会部局 | 行政職(一) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 教育委員会部局 | 行政職(一) | 4 | 3 | 1 | 3 | 2 | 0 |
| 企業職員 | 企業職(一) | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |

○職員の勤務時間その他勤務条件

・勤務時間（令和2年4月1日現在）

| | |
|---------|------------------------|
| 町長部局 | 午前8時30分から 午後5時15分まで |
| 議会部局 | |
| 教育委員会部局 | |
| 企業職員 | |

・休暇取得状況（休暇期間は、令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）

| | 年次有給休暇消化率 | 病気休暇取得件数 | 特別休暇取得件数 | 介護休暇取得件数 | 組合休暇取得件数 |
|---------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 町長部局 | 31.9% | 35件 | 96件 | 0件 | 0件 |
| 議会部局 | 20.0% | 11件 | 2件 | 0件 | 0件 |
| 教育委員会部局 | 51.6% | 65件 | 2件 | 0件 | 0件 |
| 企業職員 | 30.8% | 0件 | 3件 | 0件 | 0件 |

○職員の分限及び懲戒処分

・分限処分者数

| | 勤務実績が良くない場合 | 心身の故障の場合 | 職に必要と認められず、職務に欠けたり、職務に不適格な場合 | 職制、定数の廃止、改廃、削減、過員を要する場合 | 刑事事件に巻き込まれた場合 | 定例による場合 | |
|---------|-------------|----------|------------------------------|-------------------------|---------------|---------|------|
| | | | | | | | 町長部局 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会部局 | 降任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会部局 | 降任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業職員 | 降任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

・懲戒処分者数

| | | 法令に違反した場合 | 職務上の業務に違反し又は職務を怠った場合 | 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 |
|---------|----|-----------|----------------------|--------------------------|
| | | 町長部局 | 訓告 | 0 |
| | 戒告 | 0 | 0 | 0 |
| | 減給 | 0 | 0 | 0 |
| | 停職 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 |
| 議会部局 | 訓告 | 0 | 0 | 0 |
| | 戒告 | 0 | 0 | 0 |
| | 減給 | 0 | 0 | 0 |
| | 停職 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会部局 | 訓告 | 0 | 0 | 0 |
| | 戒告 | 0 | 0 | 0 |
| | 減給 | 0 | 0 | 0 |
| | 停職 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 |
| 企業職員 | 訓告 | 0 | 0 | 0 |
| | 戒告 | 0 | 0 | 0 |
| | 減給 | 0 | 0 | 0 |
| | 停職 | 0 | 0 | 0 |
| | 免職 | 0 | 0 | 0 |

○職員のサービスの状況

| | 職務に専念する義務の特例の承認件数 | 営利企業等の従事制限の承認件数 |
|---------|-------------------|-----------------|
| 町長部局 | 80件 | 0件 |
| 議会部局 | 3件 | 0件 |
| 教育委員会部局 | 15件 | 0件 |
| 企業職員 | 5件 | 0件 |

○職員の福祉及び利益の保護の状況

・職員健康診断受診状況

| | 採用時健康診断 | 定期健康診断 | 人間ドック | |
|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------|----|
| | 検査項目（身体測定、胸部X線、心電図、尿、血液、視力、聴力、血圧） | 検査項目（身体測定、胸部X線、心電図、尿、血液、視力、聴力、血圧） | 日帰り | 脳 |
| 町長部局 | 4人 | 44人 | 15人 | 2人 |
| 議会部局 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 教育委員会部局 | 1人 | 9人 | 3人 | 0人 |
| 企業職員 | 0人 | 3人 | 0人 | 0人 |

○勤務の勤務評定及び研修の状況

・勤務評定の実施状況

| | |
|---------|--------|
| 町長部局 | 実施している |
| 議会部局 | |
| 教育委員会部局 | |
| 企業職員 | |

・各種研修会への参加状況

| 研修会名 | 研修内容 | 期間 | 参加人数 |
|----------|----------------------------|--|------|
| 管理者入門研修 | マネジメント実践や職場のカウセリングについて | R 2.8.27~28 | 1名 |
| 主査研修 | 施策立案の基本等について | R 2.9.23~25 | 2名 |
| 主事・技師研修 | 公務員倫理や政策立案の基礎等について | R 2.8.19~21 R 2.9.14~16 R 2.11.16~18 R 2.12.14~16 | 6名 |
| 新採用者前期研修 | 公務員としての職務遂行に必要な基礎知識等について | R 2.6.29~30 R 2.7.7~8 R 2.7.9~10 R 2.7.13~14 | 5名 |
| 新採用者後期研修 | 半年間の振り返り、基礎的な知識の更なる習得等について | R 2.10.6~9 R 2.10.12~15 R 3.1.12~15 R 3.1.19~22 | 5名 |

青森県人事委員会からの状況報告

○勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もなかった。

○不利益処分に関する不服申立ての状況

令和2年度においては、新たな審査請求はなく、前年度から繰り越した1件が係属し、令和3年度に繰り越された。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、大間町の財政の健全度を指標として公表します

はじめに…財政健全化法の規定により、大間町の令和2年度決算に基づき、5つの指標「健全化判断比率及び資金不足比率」を算定し、財政（経営）の健全度をチェックするものです。

この指標が財政（経営）状況の悪化に伴い、「早期（経営）健全化基準」（イエローカード）を超えると「早期（経営）健全化団体」となり、議会の議決を経て「財政（経営）健全化計画」を策定し、財政（経営）の早期健全化に取り組むこととなります。また、財政状況のさらなる悪化により、「財政再生基準」（レッドカード）を超えると「財政再生団体」となり、国や県の強力な関与の下で確実な財政再建を実行するため、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定し、財政の再生に取り組むこととなります。

以下、「健全化判断比率等」の概要を示しながら、大間町の指標をお知らせします。

【①～④健全化判断比率】とは、

その団体の財政の健全度を公営企業会計や一部事務組合、第3セクター等を含めて示すものです。その比率は4つ（①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率）の指標で示されます。…「早期健全化基準」「財政再生基準」が定められています。

【⑤資金不足比率】とは、

水道事業、下水道事業などの公営企業ごとに、資金不足額（赤字の額）がどの程度あるかを示すものです。…「経営健全化基準」が定められています。

5つの指標

①実質赤字比率～一般会計の健全（深刻）度を示すもの

福祉、教育、まちづくりなど、どの団体でも普遍的に行う事業をまとめた「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

| | |
|-----------------|-------|
| 令和2年度大間町の実質赤字比率 | △8.3% |
|-----------------|-------|

*指標基準…「早期健全化基準 15.0%」「財政再生基準 20.0%」

*黒字の場合は、負の値で表示。

②連結実質赤字比率～その団体全体の健全（深刻）度を示すもの

全ての会計の赤字や黒字を連結（合算）し、大間町全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

| | |
|-------------------|--------|
| 令和2年度大間町の連結実質赤字比率 | △15.3% |
|-------------------|--------|

*指標基準…「早期健全化基準 20.0%」「財政再生基準 30.0%」

*黒字の場合は、負の値で表示。

③実質公債費比率～その団体全体の借入金返済の度合いを示すもの

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

| | |
|------------------|-------|
| 令和2年度大間町の実質公債費比率 | 14.8% |
|------------------|-------|

*指標基準…「早期健全化基準 25.0%」「財政再生基準 35.0%」

④将来負担比率～その団体全体で将来負担すべき総額の割合を示すもの

その団体全体の地方債の返済や将来支払う可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性を示します。

| | |
|-----------------|-------|
| 令和2年度大間町の将来負担比率 | 42.0% |
|-----------------|-------|

*指標基準…「早期健全化基準 350.0%」

⑤資金不足比率～公営企業会計ごとの健全（深刻）度を示すもの

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

| | |
|-----------------------|------|
| 令和2年度大間町水道事業会計の資金不足比率 | 0.0% |
|-----------------------|------|

| | |
|--------------------------|------|
| 令和2年度大間町下水道事業特別会計の資金不足比率 | 0.0% |
|--------------------------|------|

*指標基準…「経営健全化基準 20.0%」

おわりに…大間町の財政の健全度は、指標基準を下回っていますので、おおむね良好と判断できます。

しかし、今後も社会情勢や経済状況等は、めまぐるしく変化するものと推測されることから、財政運営については、常に指標の要因分析を実施し更なる健全化に努めるものとしします。

令和3年分確定申告に係る「利用者識別番号」事前取得のお願い

令和3年分確定申告（令和4年2月中旬～）の受付から、「利用者識別番号」の運用が始まります。これまでの確定申告では、皆様の申告書を紙で印刷して税務署へ送付していましたが、事務効率化、経費削減、デジタル改革の観点から紙での送付を辞め、電子データで税務署へ提出することとなりました。その際に必要となるのが「利用者識別番号」となります。

つきましては、令和3年分確定申告からは原則「利用者識別番号」が必要となりますので、皆様におかれましては、スムーズな申告相談の実施の為、事前に「利用者識別番号」の取得をお願いいたします。

※取得した「利用者識別番号」は申告時に提示していただきます。

○利用者識別番号とは？

マイナンバーとは異なる16桁の番号であり、町から税務署へ申告書を提出する際に必要となる番号です。この番号は申告時にしか使用することはなく、一度番号を取得していただければ、次回以降も同じ番号で申告することができます。

○利用者識別番号を取得しなければならない人は？

町の申告相談で申告する人は必ず取得してください。一度でも税務署で申告をしたことがある方は、すでに「利用者識別番号」を取得済みの可能性があります。お手元に「利用者識別番号」を確認できるものがないかご確認ください。

○メリットは？

- ・国税の還付金が早期に還付されます。
- ・紙などの出力、申告書整理・移送に係る経費の削減になります。

○手続き方法は？

10月1日から大間町役場税務課窓口において、「利用者識別番号」の代理取得の受付を開始します。身分証明書及び印鑑を持参してお越しくくださるようお願いいたします。

また、Webでも簡単に「利用者識別番号」を取得できます。下記URLから手続きが可能ですのでご活用ください。

URL：https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU_APP/lnk/kaishiShinkiKojin

なお、昨年確定申告（町申告）をされた方で「利用者識別番号」を未取得の方には、税務署から「電子申告・納税等開始届出書」が送付される予定です。届出書を返送するか、役場窓口で申請するか、どちらかの方法で「利用者識別番号」を取得してください。

※ご自身のパソコンやスマートフォンから個人で電子申告を行うには、マイナンバーカード又はむつ税務署で他の手続きが必要となります。

※申告相談会場でも利用者識別番号の取得は可能ですが、通常の申告相談のほかに10分から20分程度時間を要しますので、可能な限り事前に「利用者識別番号」を取得してください。

☎ 税務課 ☎ 37-2518（直通）

障がいに関する相談所の開設について(大間町相談支援事業)

相談支援事業とは、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

■日 時：令和3年10月20日(水) 午後1時～午後2時

■場 所：大間町役場1階 小会議室1

むつ市障がい者相談事業所の相談員の方々が相談や助言を行います。身近にある些細なことでもお気軽にご相談ください。なお、お出でいただく時は、事前に下記へご連絡くださるようお願いいたします。

☎ 住民福祉課 ☎ 37-2520（直通）

10月20日は世界骨粗しょう症デー

骨粗しょう症とは、長年の生活習慣などにより骨がスカスカになって骨折しやすくなる病気です。ひどくなると骨折を起こし、寝たきりの原因となる場合もあります。

骨粗しょう症になると…



背中や腰が曲がる



身長が縮む



腰や背中が痛む

骨粗しょう症の予防3本柱

食事



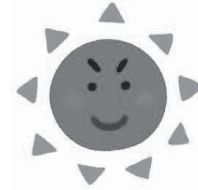
予防のためにも治療のためにも、カルシウムとカルシウムの吸収を高めるビタミンDを多く含む食品を摂ることが大切です。カルシウムは乳製品や大豆製品、小魚、緑黄野菜、海藻などに多く含まれています。

運動



骨に刺激を与えることで、骨は強くなります。負荷のかかる運動ほど骨を強くすることができますが、今まで運動していなかった人が急に運動を始めると、けがをする危険が高くなるため、まずは体を慣らすための準備運動から始めましょう。

日光浴



適度に日光に当たるようにすると、カルシウムの吸収をよくするビタミンDが活性化され、強い骨を作るのに役立ちます。1日15分程日光に当たれば十分なので、適度な日光浴を心掛けましょう。

～高齢者向け～骨を強くする運動

①ばんざい

両腕を上に向けて、5秒間止めます。

ゆっくり5回



②つま先立ち

かかとを上げ、少し止めてから下ろします。

ゆっくり5～10回



③片脚立ち運動

ふらつく場合は、机・壁などにつかまって行い、つかまった手と逆側の脚で片脚立ちします。

1分間を1日3回



④座位での脚上げ






いすに座り、片方の脚がまっすぐ伸びるまで上げ、2～3秒そのままにします。

20回1セットとし、2～3セット






10月10日は目の愛護デー

10.10 を横にすると、人の顔と目と眉に見えるため、10月10日は目の愛護デーと呼ばれています。近年では、子どもの視力低下が増えています。小さいころから目に優しい生活習慣を心掛け、視力低下を防ぎましょう。

| 目に優しい生活をしましょう | | |
|---------------|---|---|
| ①部屋を明るくする |  | 暗すぎたり、逆に明るすぎても目に良くありません。勉強や読書をするときは、なるべく蛍光灯スタンドをつけましょう。 |
| ②目を休める |  | 近くのものを見続けると、目の筋肉が疲れてしまいます。疲れを感じたら、目を休めることが大事です。特にテレビゲームは目に負担をかけます。「30分ごとに10分休憩」など時間を決めましょう。 |
| ③適度な運動 |  | 体の血液の流れが良くなり、疲れた目も回復しやすくなります。 |
| ④十分な睡眠 |  | 規則正しい生活は、成長過程にある子どもにはとても大切なことです。ぐっすり眠ることで、目の疲れも回復します。 |
| ⑤姿勢を正しく |  | 姿勢が悪いと、ものを近くで見ってしまう原因となります。小さいころから正しい姿勢で過ごすようにしましょう。 |

10月の保健事業

| | |
|---|---|
| <p>乳児・1.6歳児健診</p> <p>【日にち】4日(月) 【時間】対象者には個別で通知します。 【場所】総合開発センター 【対象者】乳 児:R2.12月~R3.2月 1.6 歳児:R2.2~4月</p>  | <p>予防接種(MR・水痘)</p> <p>【日にち】6日(水) 【時間】受付:13:45~14:15 接種開始:14:30~ 【場所】大間病院 【対象者】M R:R1.10.7~R2.10.6 水 痘:H30.10.7~R2.10.6</p> |
| <p>5歳児健康相談</p> <p>【日にち】8日(金) 【時間】対象者には個別で通知します。 【場所】総合開発センター 【対象者】H28.8~9月</p>  | <p>予防接種(ヒブ・肺炎球菌・B型肝炎)</p> <p>【日にち】13日(水) 【時間】受付:13:45~14:15 接種開始:14:30~ 【場所】大間病院 【対象者】ヒ ブ:H28.10.14~R3.8.13 肺炎球菌:H28.10.14~R3.8.13 B型肝炎:R2.10.14~R3.8.13</p> |
| <p>※来場時は、保護者の方のマスクの着用をお願いいたします。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止・延期となる場合があります。対象者には個別で通知します。</p>  | <p>予防接種(口タ・四種混合・BCG)</p> <p>【日にち】20日(水) 【時間】受付:13:45~14:15 接種開始:14:30~ 【場所】大間病院 【対象者】口 タ:R3.5.5~R3.8.20 四種混合:H26.4.21~R3.7.20 B C G:R2.10.21~R3.5.20</p> |



教育のひろば

No. 401

第43回大間町音楽祭の中止について

10月30日(土)に予定されていた「第43回大間町音楽祭」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども達やご来場される皆様の安全面を考慮した結果、今年度も開催を中止することといたしました。開催を楽しみにされていた皆様には申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

令和3年度第46回町民文化祭開催要項

1. 主催 大間町立公民館
2. 主管 大間町民文化祭実行委員会
3. 後援 大間町・大間町教育委員会・大間町文化協会
北通り総合文化センター「ウイング」
4. 会場 大間町立公民館
5. 期日 令和3年10月30日(土)～10月31日(日)
午前10時～午後3時まで(開館時間)
6. テーマ 「みんなで楽しもう豊かな文化」
7. 出品対象 ①絵画(洋画、日本画、版画・・・100号以内)
②書道(半折以内) ③写真 ④文芸 ⑤手工芸
⑥生け花 ⑦文化財 ⑧山野草 ⑨コレクション ⑩その他
8. 出品資格 大間町に在住、又は町内団体に所属する者。
9. 作品規定 作品は、種類別に1人5点程度とする。
※5点を超える場合は、事務局と協議する。
- 【絵画】 ①1点ごとに額縁に入れる。
②額縁の裏面にヒモをつける。
- 【書道】 作品は自由とする。
- 【写真】 パネル張り、又は額縁に入れる。
- 【文芸】 作品は自由とする。
- 【手工芸】 作品は自由とする。
10. 申し込み 出品希望者は広報、新聞折込チラシ裏面の申込用紙に記入し、教育委員会に提出してください。
11. 搬入搬出 搬入日時10月27日(水)～10月29日(金)午前9時～午後5時まで。
搬出は10月31日(日)午後3時から。
ご自身での搬入搬出が難しい方は教育委員会までご連絡ください。
12. その他 出品者全員に記念品を贈呈します。(1人1点のみ)



文化に興味のある方、今まで出品したことのない方、お気軽にご参加ください。
みなさんのたくさんのご参加お待ちしております。

☎ 教育委員会 教育課 ☎37-2103 (直通)

今月の
あいさつ
運動

～児童生徒をみんなで見守りましょう～

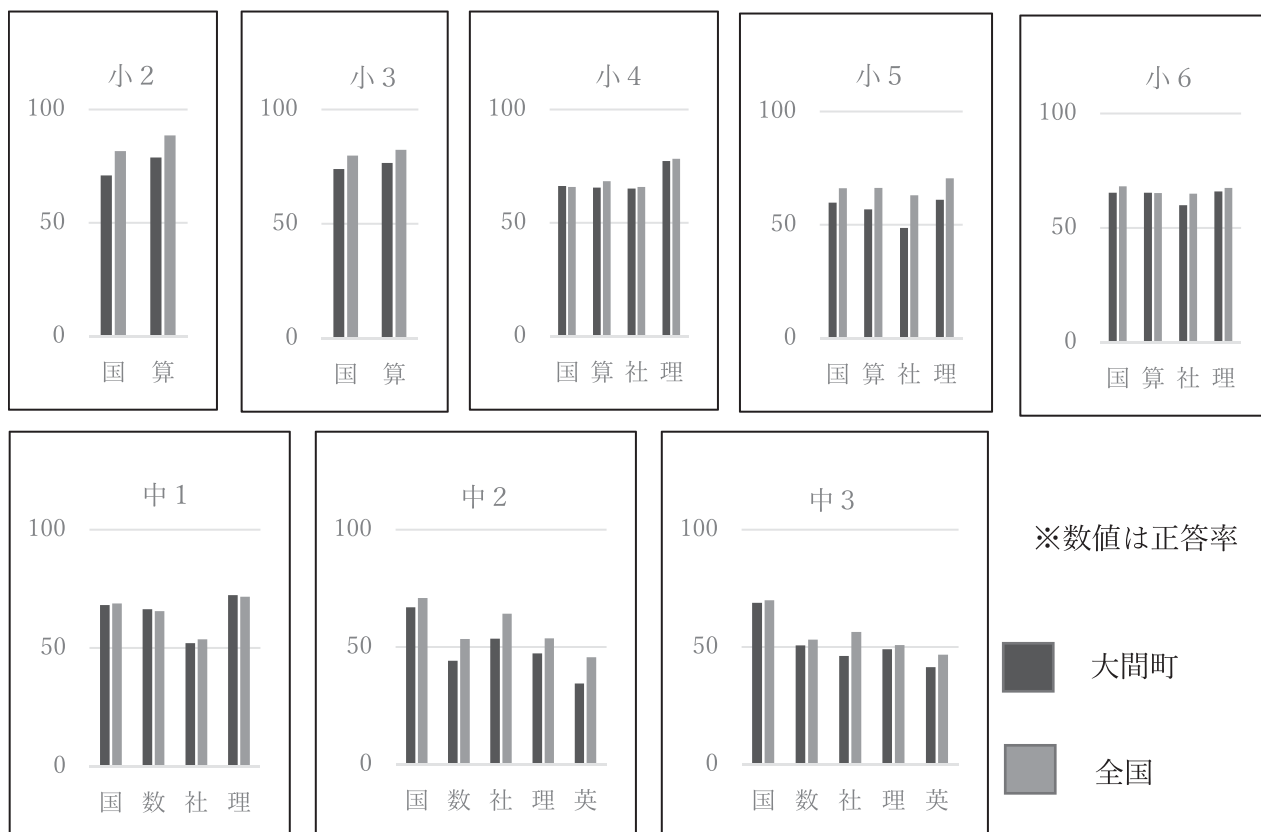
10月28日(木) 午前7:10～7:40

<大間地区>・大間小学校前交差点・町営住宅前交差点・大間保育園前交差点
<奥戸地区>・奥戸小学校前

大間町学力向上研究会

～大間町小・中学校 総合学力調査結果から～

4月に行われている「ベネッセ総合学力調査」は、全学年の学年で学習した定着状況を、12月は現在の学年での学習状況を知ることが目的としています。また、本調査は児童生徒の関心・意欲や生活などの意識調査を行い、各教科と学習意識を合わせてみることで、家庭学習等の指導に生かすことができます。この後の号で「意識調査の結果」についてお知らせする予定です。



【小学校】

国語については、4学年は全国平均をやや上回っているが、他学年は全国平均をやや下回っています。どの学年も「知識・技能」はほぼ全校平均程度だが、「書くこと」に課題が見られます。算数については、6学年は全国平均程度ですが、2～5学年については全国平均を下回り、「知識・技能」についても課題が見られました。理科と社会については、4学年は全国平均を上回りましたが、応用的な問題は、正答率が低く、資料等をじっくり読み、思考を要する問題に苦手意識がある傾向がみられます。また、今回の結果では学年差が大きかったことも特徴の一つです。

【中学校】

国語は全国平均をやや下回っています。中でも「読む力」に課題があります。数学は、学年差がありましたが、「数学的な考え方」に加え、「知識・理解」にも課題が見られます。英語と理科については全国平均を大きく下回りました。英語は基礎的な問題では全国平均を若干下回る程度でしたが、読解問題に落ち込みが見られました。

各校においては、学力調査の結果を分析し、課題を明確にして授業改善に生かしていきます。個々の結果については、家庭での学習に生かすことで、更なる「学力向上」につながると考えますので、今後も、学校、家庭の連携を更に継続していきます。

いきいき学校通信

大間中学校

今年の大間中 生徒会テーマは「FUSION（融合）」

ご存じのとおり、令和3年4月1日をもって、奥戸地区の奥戸中学校と大間地区の大間中学校とが統合し、いわゆる、「新生 大間中学校」として新しい歴史のページを刻み始めました。大間町内二つの中学校の統合は、学校としての新しい歴史の始まりということばかりではなく、大間町にとっての新たな歴史の始まりだと捉えています。ですから、今後も地域の皆様や保護者の方々のご理解を一層賜るよう努力しながら、教育活動を進めて参りたいと存じます。

新たな伝統築いた体育祭

5月15日(土)大間中学校グラウンドにて統合して初めての体育祭が開催されました。昨年度の秋から準備を進め、奥戸中学校と大間中学校の伝統と良さを融合させて、知恵を出し合いながら生徒の手で創り上げた体育祭でした。特に、両組とも「FUSION」を強く意識したソーランの演舞には、興奮と感動を覚えました。



栄光の足跡 ～中学校体育大会で活躍する～

6月12日(土)、13日(日)に「第72回下北地方中学校体育大会夏季大会」がむつ市内を会場に開催されました。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、生徒の安全を最優先するため、急遽、全競技ともに「無観客」での大会となりましたが、生徒は日頃の成果を発揮し、多くの生徒が県大会への進出を決めました。剣道部は男子団体が県優勝、女子団体が県準優勝を果たして、全国・東北大会に進出しました。野球部も県準優勝を果たして、創部以来初の東北大会へ進出しました。



大間百年プロジェクト～調査体験学習、オンライン会議を行う～

本校では生徒たちの探究的な資質・能力を育成するために、総合的な学習の時間において、百年後の大間町が今よりも活気にあふれ、多くの人が住みたい地域になるために、自分たちに何ができるのか、何をすべきかを考える学習を行っています。

その一環として、8月26日～27日に1学年は町内各事業所で調査体験学習を、2学年は他の自治体の取り組みを知るために各自治体の担当者とのオンライン会議を開催しました。



カモシカを見かけた時の対応について

カモシカの特徴

カモシカは、国の特別天然記念物に指定されており、保護の対象となっています。全体的に白～灰色または灰褐色のフワフワした体毛をまとい、オス・メスともに15センチくらいの一対の角を持つのが特徴です。

好奇心旺盛な動物で、遭遇した時はこちらをじっと見つめることもあります。おとなしい性格なので、カモシカの方から人に危害を与えるようなことはありません。ただし、野生動物のため、自分が追い詰められたと感じてパニックになってしまうと、向かってくる可能性もありますので、目撃や遭遇した場合は、必要以上に近づかず、他の場所に移動するまで見守ってください。

カモシカの対応

(1) カモシカを見かけた場合

- ① 他の場所に移動するまで、そっとしておいてください。
- ② 必要以上に近づかず、通り道を確保してあげてください。
- ③ 犬に吠えられると興奮するので近づけないでください。

(2) ケガや病気で動けない場合

- ① 動かさず、教育委員会へ連絡してください。
- ② 個人で保護しないでください。

(3) 死亡している場合

- ① 教育委員会へ連絡してください。
- ② 死体は動かさないでください。

(4) 幼獣の場合

- ① 親が近くにいることがあるので近づかないでください。
- ② 1度保護をすると野生復帰が困難になるので個人で保護をしないでください。
- ③ 個人的な飼育は、法律上行うことはできません。

☎ 教育委員会 教育課 ☎ 37-2103 (直通)



＋ 病院だより No.284 今月の担当医 院長 斉藤 孝幸

「動物咬傷～犬や猫に咬まれたら病院にご相談を～」

皆さんこんにちは。大間病院の斉藤です。

ここ最近、犬や猫に咬まれて病院を受診される方が数人いらっしゃったので、今回は「動物咬傷」についてお話ししたいと思います。

動物咬傷とは、名前の通り動物（哺乳類）に咬みつかれることでできる外傷です。厚い服の上から噛みつかれたなどであれば傷が浅く問題ないことが多いですが、素肌や薄い服の上から咬みつかれると牙が体の深くまで侵入することになります。そのため、咬まれた後にその動物が持っている病原体（細菌やウイルス）によって感染症を発症することがあります。動物咬傷の中でも頻度が高いのが犬や猫によるものです。

動物による咬傷の場合、「破傷風」という病気に注意が必要です。破傷風とは、傷口から入り込んだ破傷風菌という細菌の毒素によっておこる感染症のことです。発症するとさまざまな神経障害を起し、重症例では呼吸ができなくなり命に危険を及ぼす可能性があります。破傷風の予防としてはワクチン（破傷風トキソイド）の接種が有効であり、当院でも接種することができます。

また、動物の口の中は他の病原体も多数潜んでいますので、それらによって化膿することも考えられます。咬まれた状況次第ではすぐに抗生物質による治療が推奨される場合もあります。

動物に咬まれた際は、まず水道水や石鹼で傷をきれいに洗うことが大切です。その後の対応については、一度病院へのご相談をお勧めします。

また、当然のことですが咬まれないことが一番なので、不用意に動物に近づかないようにしましょう。

～大間消防署からのお知らせ～

令和3年秋の火災予防運動が始まります!!

10月18日(月)から10月24日(日)までの7日間、全国統一標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」のもと、県下一斉に秋の火災予防運動が実施されます。住民の皆様におかれましても下記に掲げる項目を重点目標として、火災予防にご理解とご協力をお願いいたします。

住宅防火 いのちを守る10のポイント
4つの習慣 6つの対策



4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない、させない
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

住宅用火災警報器の維持管理していますか？

住宅用火災警報器の設置が義務化されてから、10年が経過し現在設置されている警報器の電池切れや誤作動などが懸念されます。いざというときに住宅用火災警報器が作動するよう定期的な作動確認と清掃をお願いします。(本体の電池の寿命は約10年です。電池切れ等の際に音や光で知らせる機能が付いています。また、電池交換しても本体が劣化しているおそれがありますので本体ごとの交換をおすすめします。)火災による死亡原因の半数以上が就寝中の逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感知し音声や警報音で知らせてくれるので火災の早期発見に大変有効です。下北管内では、火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられておりますが、大間町の住宅用火災警報器設置率は77.7%(令和2年12月時点)と、全国設置率83.1%(令和3年6月1日時点)を下回っています。設置されていないご家庭は早めの設置をお願いします。設置する場所は寝室となっており、2階に寝室がある場合は階段上部にも設置が必要となります。また、設置義務はありませんが台所に設置することも推奨されています。(台所は熱式)

☎ 大間消防署 予防係 ☎ 37-3107

～税務課からのお知らせ～

今月の納期については、下記のとおりとなっておりますので、納め忘れには注意しましょう。
・町県民税(第3期) ・国民健康保険税(第4期)

令和3年11月1日(月)

※ 納期を過ぎますと納付が遅れるごとに延滞金が加算される場合があります。延滞金の割合は納期内納付をされた方との公平性を保つために法により定められています。

※10月31日が日曜日のため、納期が11月1日となっております。

☎ 税務課 ☎ 37-2518(直通)

社会生活基本調査がはじまります

総務省統計局（青森県）では、令和3年10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、わたしたちが1日のうちどのくらいの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているか、また、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

※町内すべての居住者が対象ではございません。

☎ 青森県企画政策部 統計分析課 ☎017-734-9169（直通）
大間町企画経営課 ☎37-2504（直通）



後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1 保険料が年金から天引き（特別徴収）されている方へ

年金から徴収される保険料額は下記のとおりとなります。

4月・6月・8月…年金振込時に本年2月と同額を徴収済（仮徴収）

10月・12月・2月…本年7月に決定した保険料の年額から仮徴収した額を差し引いた金額を分割して徴収（本徴収）

※徴収額は、7月にお送りした保険料額納入通知書でご確認ください。

※所得の変動により、保険料が変更される方は年金から天引きされずに納付書で支払いしていただく場合があります。

☎ 大間町税務課 ☎37-2518（直通）

2 お薬代の負担軽減について

ジェネリック医薬品に切り替えることによりお薬代が一定以上安くなると見込まれる方へ「お薬代負担軽減のご案内」を送付（10月末予定）し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品への切り替えを希望する方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。（医師の判断でジェネリック医薬品への切り替えが出来ない場合があります。）

☎ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

軽自動車税について

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。これらの車輛を取得したとき、所有者が死亡、転出したとき、車輛を譲渡、処分、紛失したときなどは届出が必要です。届出のない場合や届出が大幅に遅れた場合などには、引き続き軽自動車税が課税される可能性があります。詳細は下記の手続き窓口へお問い合わせください。※車種により問い合わせ先が異なります。

| 車種 | 手続き窓口 |
|---|---|
| 原動機付自転車（125cc以下のバイク） 小型特殊自動車 | 大間町役場 税務課（大間町大字大間字奥戸下道20-4） ☎37-2518（直通） |
| 軽自動車（三輪・四輪） | 全国軽自動車協会連合会青森事務所（青森市大字浜田字豊田129-13） ☎017-739-0441 |
| 軽二輪（126cc～250cc以下のバイク） 二輪の小型自動車（251cc以上のバイク） | 東北運輸局青森運輸支局（青森市大字浜田字豊田139-13） ☎017-739-1501 |

青森県最低賃金改定のお知らせ必ずチェック最低賃金！

- 1 青森県最低賃金が改定されます。金額等は次のとおりです。
時間額 822円（令和3年10月6日から）
 - 2 改定前の青森県最低賃金（793円）から29円の引上げとなります。
 - 3 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
 - 4 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
 - 5 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。
 - 6 業務改善助成金の活用方法等については、「業務改善助成金コールセンター」（電話番号：03-6388-6155）にお問い合わせください。
 - 7 雇用調整助成金等の活用方法については、「雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター」（電話番号：0120-60-3999）にお問い合わせください。
 - 8 青森労働局ホームページからもご覧になれます。（<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>）
- ☎ 青森労働局労働基準部賃金室 ☎ 017-734-4114

定例労働相談会開催について

個々の労働者と事業者との間に生じた労働問題（解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談時の検温の実施、連絡先の確認、マスクの着用、手指のアルコール消毒等の対応をお願いいたします。

【日時及び開催場所】

| 開催日 | 時間 | 場所 |
|-----------|---------------|----------------------|
| 10月5日（火） | 13時30分～15時30分 | 青森県労働委員会（東奥日報新町ビル4階） |
| 10月10日（日） | | 弘前市総合学習センター2階 |
| 10月17日（日） | 10時30分～12時30分 | ユートリー4階 |
| 10月24日（日） | | 青森県労働委員会（東奥日報新町ビル4階） |

【対象者】 県内の労働者、事業主

【対応者】 青森県労働委員会委員

（青森県労働委員会とは…青森県の行政機関の一つ。労働問題について専門的知識を持つ、公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）で構成されており、中立・公正な立場で労働問題を解決する。）

【費用】 無料

【利用方法】 随時受付（事前予約優先）

☎ 青森県労働委員会事務局 ☎ 017-734-9832 / FAX 017-734-8311

URL (<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/roi-sodankai.html>)

自立に向けた相談窓口のご案内

1人で悩んでいませんか？あなたの生活の困りごとや心配を「なにをどうすればいいかわからない」と立ち止まらずに一緒に進んでみませんか？どなたでもご相談ください。

仕事に関する悩みや家計に関する悩みなどお気軽にご相談ください。

☎ 下北地域自立相談窓口 ☎ 017-764-6906

（対象地域：大間町・東通村・風間浦村・佐井村）

フリーダイヤル ☎ 0800-800-7114

（スマホからでも相談無料・通話料無料）

大間温泉

海峽保養センター ☎ 37-4334

■営業時間 午前8時～午後9時

養老センター ☎ 37-2411

■営業時間 午前9時～午後8時

■今月の休館日

5日、12日、19日、26日（毎週火曜日）

*各施設の指定された駐車場に駐車してください。

行政相談週間及び特設行政相談所開設のお知らせ

—10月18日(月)～24日(日)は『行政相談週間』—

大間町の皆さんが毎日の暮らしの中で、役所が行う仕事に関する苦情や意見・要望があった時に、身近な相談相手になるのは、行政相談員（総務大臣が委嘱）です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなどについて、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

【特設行政相談所】を開設します。

■日 時：10月15日(金) 午前10時～午後3時

■場 所：大間町役場1階 中会議室1

■相談担当：行政相談員 南 喜治（総務大臣が委嘱）

☎ 大間町 企画経営課 ☎37-2504（直通）

青森行政監視行政相談センター ☎0570-090110

〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

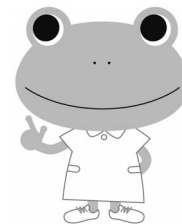
青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員がハローワークむつに出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

開催日：10/13(水)・11/10(水)・12/8(水)・1/12(水)・2/9(水)・3/9(水)

時 間：13時から16時まで随時受付

場 所：ハローワークむつ

*青森県ナースセンター（青森市）では月曜日から金曜日の9時～16時まで、来所・電話・メール等で随時、相談を受け付けています。どうぞご利用ください。



☎ 公益社団法人青森県看護協会 青森県ナースセンター
〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階
☎017-723-4580 FAX017-735-3836
メールアドレス：aomori@nurse-center.net

皆様の夢の実現を応援します！クラウドファンディングしもきた

■夢やアイデアの実現に向けてチャレンジしたい方

町内に拠点を置く、個人・団体等の皆様が、「CAMPFIRE（キャンプファイヤー）」に企画を掲載して支援を呼びかけることで、企画に対する資金調達を行うことができます。

■支援したい方

株式会社CAMPFIREに利用者登録をすることで、ウェブページに掲載されているお気に入りの企画を支援することができます。

■企画の流れ

- ①関係書類を役場、企画経営課へ提出します。（関係書類：町ホームページからダウンロードできます）
- ②役場担当者と一緒にプロジェクトを練り上げます。
- ③「CAMPFIRE」のウェブページにプロジェクトを掲載します。
- ④プロジェクトを閲覧した方々から支援の申込みがあります。

その他

■CAMPFIREは、「購入型」と呼ばれるクラウドファンディングで、支援に対してのリターン品（お礼の品）をお送りします。企画にあったお礼の品を準備し、責任をもって支援者へお送りすることになります。

■資金調達方式が2種類から選べます。詳しくは、むつ市または大間町のホームページをご覧ください。

■起案者向けガイドや申込書などの関係書類は、企画経営課で配布します。

不明なところ等がございましたら、気軽にご質問ください。

☎ 企画経営課 ☎37-2504（直通）

Paul(ポール)のROOM(部屋)



10月から、大間高校に新しいALTの先生が来ます。今回は、ジャレッドへのインタビューです。

名前：Jared Michael Murphy (ジャレッド・マイケル・マーフィー)

出身地：米国カリフォルニア州トラッキー町

趣味・特技：音楽、映画鑑賞、ゲーム開発、小説を書くこと

ポール：下北に来る前に日本文化の経験がありましたか。

ジャレッド：日本に来たことはありませんでしたが、いろいろな日本人の作家や映画監督や歌手のおかげで日本に興味があります。学生時代に、日本人の友達から日本の文化について少し学びました。

ポール：日本を勉強していますか。

ジャレッド：日本語を自習していますが、まだ一年も経っていないのでまだ初心者です。日本人と会話することに挑戦したいと思って、楽しみにしています。

ポール：日本語を学ぶことについて難しい点は何ですか。

ジャレッド：漢字と単語を覚えるのは難しいと思います。

ポール：日本にいる間の目標はありますか。

ジャレッド：新しい友達を作ったり、日本語の会話と書く能力を高めたり、異文化と交流したりしたいです。日本でいろいろなことを習えば、成長できると思います。もちろん大間高校の生徒たちを支えたく、皆さんがもっと英語が好きになったら、私は達成感を感じます。

ポール：大間の人たちを驚かせることを教えてください。

ジャレッド：私はベジタリアンです。しかし、大間はマグロで有名ですから、大間にいるうちにちょっと魚を食べることにしました。

ポール：大間の人達に言いたいことはありますか。

ジャレッド：大間の人達と会うことを楽しみにしています。現在私は日本語があまり上手ではありませんが、日本語を使わないことには日本語に慣れないのでぜひ私と会話してください！

地域おこし協力隊通信

皆さん、こんにちは。10月から日常中国語の勉強会を開きます。初めて中国語を学びたい方を対象に、簡単な日常中国語を勉強し、楽しく会話しましょう。コロナの関係で、今回定員は20名です。お問い合わせや申し込みは下記チラシよりお願いします。興味がある方は、ぜひ参加してください。

そして、皆さんに紹介したい団体があります。8月から大間町の住民団体「大間町地域づくり団体～ツナグ～」が活動を始めました。地域の有志者が集まり、地域住民の「居場所」づくりを目指し、活動しています。この団体が公民館や奥戸交流館などで活動しているときは、地域住民の方は自由に参加できます。例えば、自分の楽器の練習や、ダンスや歌の練習の場、町内で気軽に遊びに行ける場所など、ようするに、この団体は地域住民が寄り添い、助け合い、学び合うための場所を提供しています。運営スタッフがまだ少ないので、活動は不定期にしています。具体的な活動時間については、公式LINEで発信していますので、興味がある方は、ぜひ登録してください。(団体の運営スタッフも大募集)

ID : @tsunagu2021

住民が主体となり目指す
これからの『地域づくり』!!

大間町地域づくり団体～ツナグ～

(この団体のねらい)

今あるものを活用しながら、『**地域住民の居場所づくり**』!!
そして、そこから始まる人と人が、『学び合い、助け合い、歩み合い』ができる場所の形成!

(活動内容)

自分たちが普段やっていることを広げ、地域の悩みの解消へ!
例えば…

- ・小さい子ども遊ばせたいけど、のびのびと遊べる場所が少ない…

↓

この団体が社会教育施設(公民館)や奥戸交流館の施設の使用申請をして、施設内で遊べる場所を作る!

○時間帯で公民館等を利用しての『憩いの場所』の提供!
何をするかは来たる人の自由!!

『休むもよし、雑談するもよし、身体を動かすもよし!』

町にあるものを住民という立場を利用して、活動の展開を計画しています!

(活動日)

8月時点では、不定期に活動しています。
活動のお知らせについては、主にLINE公式アカウントを用いていますので、興味のある方は、登録をお願いします(一)♪

ID : @tunagu2021

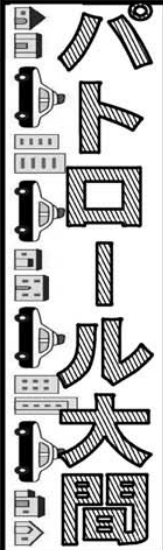
中国語講座

初めて中国語を学ぶ方を対象に、日常の中国語を楽しく勉強しましょう!

講師：許文茜(ミズベシ)大間町地域おこし協力隊
開催日程：令和3年度10月16日～12月25日 毎週土曜
日時：10時～11時30分
場所：大間町総合開発センター2階
定員：20人
対象：大間町在住

参加費：**無料**

お申込み・お問い合わせ先：10月8日まで
大間町産業振興課 担当 許文茜
電話：017513712537



大間警察署
37-2211
所在地交番
楯岡可南子

「安全・安心まちづくり旬間」

令和3年10月11日から10月20日までの10日間

皆さんの体感治安を改善し、自主防犯の向上を図ることを目的に実施します！



1 不審な人を見たらすぐ通報！

2 自宅や車の鍵を掛け盗難防止！

3 万引きを「しない、させない、見逃さない！」

皆さん一人一人の意識が安心・安全なまちづくりにつながります！
ご理解とご協力をお願いいたします。

火事になる前に

これから寒くなり、ストーブ等を使用するご家族が多くなると思います。

- ◎コンセントにほこりはたまっていますか？
 - ◎コンセントを痛んだまま使用していませんか？
 - ◎ストーブ等の点検は済ませましたか？
 - ◎ストーブの近くに燃えやすい物を置いていませんか？
- などなど。。

火事になる前に、まず確認！



特殊詐欺に注意

電話やメールで身に覚えのない請求をされたら、一人で対応せず、家族や友人、警察に相談してください！！

「自分だけは大丈夫」が一番危険
とにかく相談！
みんなで防止！
お金の話は危険なサイン！



警察安全相談電話
#9110
または
017-735-9110

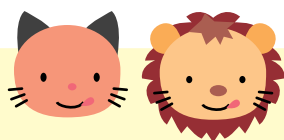
交通事故に注意！

これからの季節、日没が早まり、薄暮時間帯から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあります。

大間署では引き続き管内のパトロール、通学路での見守り活動を実施していきます。



わが家の めんこです



(右) ^{ゆう}結桜ちゃん(5歳6ヵ月)

(左) ^{あおと}蒼大くん(1歳2ヵ月)

元気いっぱいの子どもたち
これからもすくすく育てね!!

保護者 泉健志さん・瑠奈さん (大間町)



わたしたちのまち

令和3年8月末現在()前月比



| | 人 口 | 男 | 女 | 世 帯 数 |
|----|------------|------------|------------|------------|
| 総数 | 4,989(- 3) | 2,544(- 2) | 2,445(- 1) | 2,491(- 2) |
| 大間 | 3,916(- 1) | 2,018(± 0) | 1,898(- 1) | 1,961(- 1) |
| 奥戸 | 925(- 2) | 443(- 2) | 482(± 0) | 454(- 1) |
| 材木 | 148(± 0) | 83(± 0) | 65(± 0) | 76(± 0) |

編集室のひと一言

だんだん涼しくなり、木々が黄色く色付き始めてきましたね。

さて、9月は各園の遠足を撮影させていただきました。消防署、普賢院、牧場での撮影で、園児たちは初めて見るものや、体験することに楽しんでいて、撮影している私も楽しい気分で撮影させていただきました。

10月は学芸会・文化祭シーズンです。各園や学校で園児たちや生徒さんの晴れ舞台を撮影させていただきます。④

広報 **おおま** 第642号 発行日：2021年10月1日

発行：大間町 編集：企画経営課

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4

☎(0175)37-2111

HPアドレス <https://www.town.ooma.lg.jp>

印刷所：協同印刷工業株式会社

住民の窓

8月届出分

個人のプライバシーを尊重し、届出の際に掲載の意思を確認させていただいております。

お誕生 おめでとう



蛸子 ^{ゆいか}結夏ちゃん (成矢さん)
南 ^{こころ}幸来ちゃん (竜平さん)

ご結婚 おめでとう



今月はありません

お悔やみ 申し上げます



岩瀬 平さん 91歳 (向町)
木谷 澄夫さん 65歳 (大間平)
山本キミ子さん 87歳 (根田内)
山本 怜子さん 73歳 (冷水)
柳谷 滋さん 92歳 (小川代)
新田 桂子さん 71歳 (下手道)
田中しい子さん 92歳 (細間)

＝お願い＝

新聞へのお悔やみ情報の掲載を希望する方は、届出の際に係に申し出て下さい。